

株式会社ブリヂストンおよび関連会社の従業員・役員・定年再雇用者のみなさまへ

退職後保障保険

拠出型企業年金保険
一時払退職後終身保険
ニッセイ総合医療保険

新規加入・保険料の増額のおすすめ

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。在職中に保険料をお払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

◆財産形成や老後の生活資金確保

チェック欄

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」)を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

- 給付内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保険料(加入口数)、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

加入(増額)日:平成28年7月1日

加入日が責任開始日です。

申込締切日:平成28年4月14日(木)

お申込みは年1回ですので、この機会をのがし
ますと来年までお申込みができません。
ご検討のうえ、お申込みください。



お申込み手続き

新規加入の方、または加入内容に変更のある方は、必要事項を記入・押印のうえ申込書を事務ご担当者様へご提出ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

新規加入のお申込みをされない方はご提出不要です。また、加入内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますのでご提出不要です。

当パンフレットには株式会社ブリヂストンと保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。お申込み前に必ずお読みください。

なお、当パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

退職後保障保険であなたのシニア ライフに「ゆとりと安心」を。

退職後保障保険は、在職中(団体所属期間中)に保険料を積立て、あなたご自身のゆとりあるセカンドライフを実現していただくための年金制度です。

受取れます。

着実な積立により、安定した年金をお受取りになれます。

手間要らず。

保険料は給与控除ですので、振込み等の手間が省けます。



脱退時には一時金も。

積立期間中にこの制度から脱退された場合でも、脱退一時金をお受取りになれます。

*脱退一時金額は、積立期間によっては払込保険料の合計を下回ることがあります。詳しくは【制度の詳細とその他取扱い】に記載の給付額試算表をご参照ください。

なるほど、知るほど、お役に立ちます。

手続きが簡単。

お申込み手続きは簡単です。



選べます。

老後の生活設計にあわせて、退職時にご自分にあったコースを自由に選択できます。終身保障コース、医療保障セットコースは健康状態等によってはご選択いただくことができない場合があります。

老後への備えが大事という、これだけの理由。

理由 その1

平均寿命が延びている。

平均寿命は男性80.21歳、女性86.61歳(※)となっており、60歳からの人生は約20年もあります。

しっかりとした老後の生活設計が必要です。

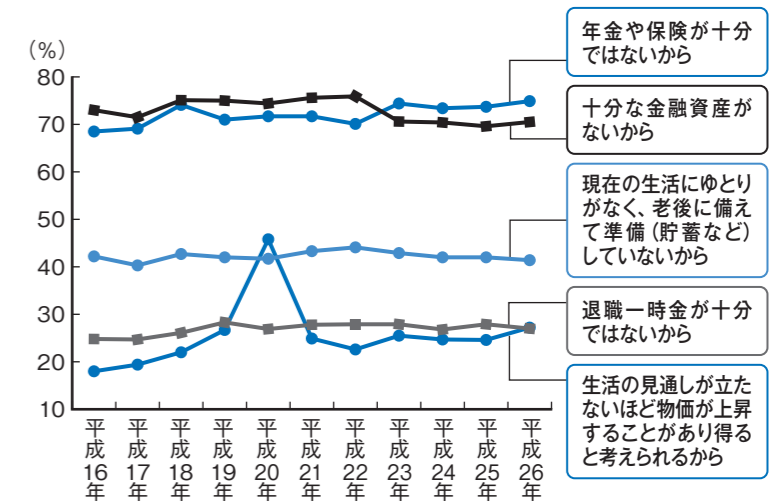


(※) 日本にいる日本人の平均寿命で厚生労働省「平成25年 簡易生命表」にもとづく

理由 その2

それぞれが抱えている老後の心配。

●老後の生活を心配する理由(複数回答)



金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

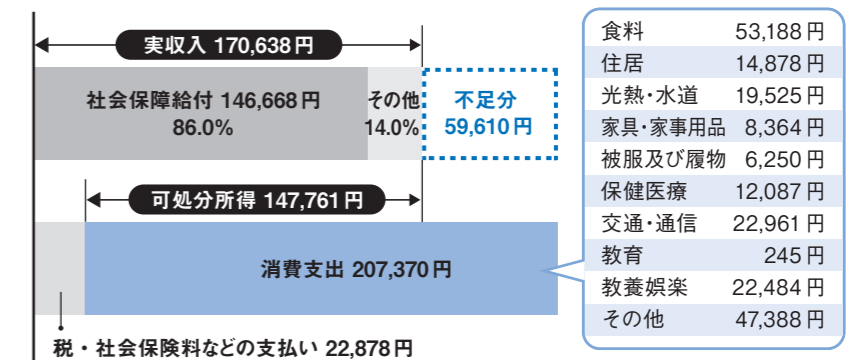
理由 その3

試算では月に約60,000円の赤字が。

世帯主が60歳以上の無職世帯(高齢無職世帯)の実収入は、1世帯当たり1カ月平均約171,000円で、その8割強が公的年金などの社会保障給付です。

また、実収入から税金や社会保険料などを差し引いた可処分所得は約148,000円です。一方、消費支出は約207,000円で、可処分所得を約6万円上回り、赤字になっています。この不足分は、貯蓄の取り崩しなどで賄っていると考えられます。

●高齢無職世帯の家計収支(総世帯) 平成26年



総務省統計局「家計調査(家計収支編)平成26年(2014年)平均速報結果の概況」

【契約概要】 拠出型企業年金保険

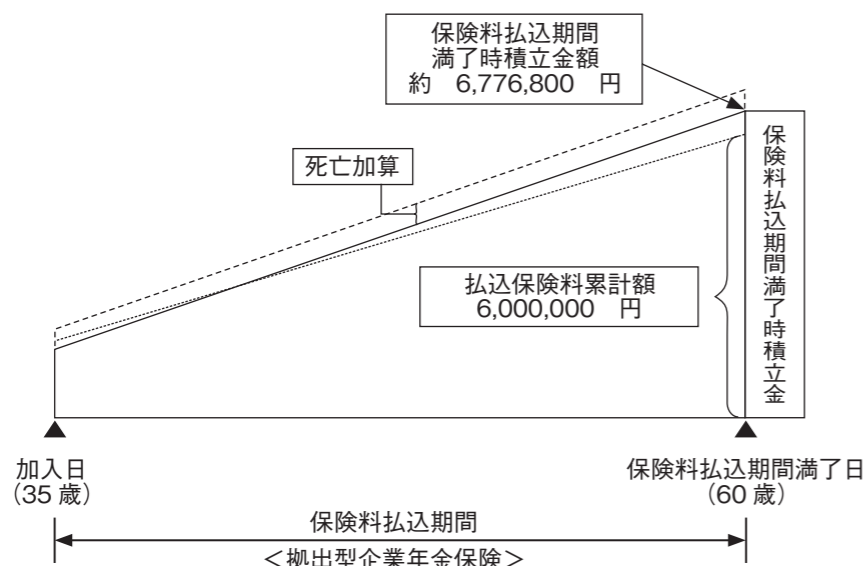
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載のお支払事由等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者とし、ご加入者の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取することもできます。また、「保険料払込期間満了後の給付内容」に記載の個人保険へのご契約をご選択いただくこともできます。
- ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合、ご遺族が遺族一時金をお受取りになれます。

しくみ図

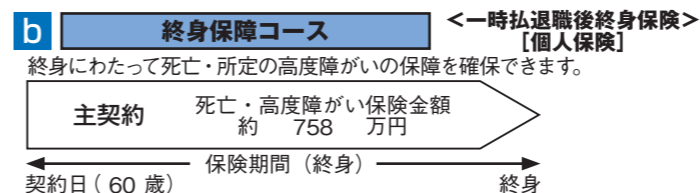
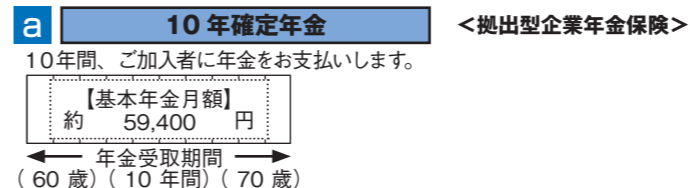
- <ご加入例>
- ご加入年齢：35歳（男性）
 - 保険料：月払 20,000円
（1口1,000円で20口加入）
 - 保険料払込期間満了年齢：60歳



この保険という「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を適正な保険数理に基づき計算したものです。

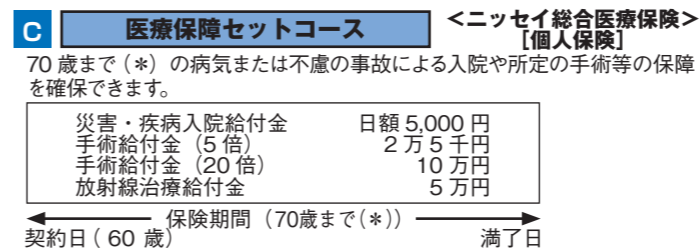
- ◆給付額について◆
- ・しくみ図の給付額は、【制度の詳細とその他取扱い】に記載の給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
 - ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
 - ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。

給付内容（詳しくは「保険料払込期間満了後の給付内容」をご覧ください）



●左記給付にかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。

一時金額 約 6,776,800円



- ◆終身保障コースについて◆
- ・ご契約にあたっては健康状態等について告知または診査が必要です。
 - ・健康状態等によってはご契約いただくことができない場合があります。
 - ・一時払退職後終身保険に関する年齢は「契約年齢」で記載しております。
 - ※当終身保険における「契約年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
〔例〕60歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は61歳になります。
 - なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約日に対応する日（契約応当日）ごとに1歳を加えて計算しております。
 - ・ご契約時における被保険者の契約年齢は、契約日に基づいて計算します。
- ◆医療保障セットコースについて◆
- ・ご契約にあたっては健康状態等について告知または診査が必要です。
 - ・健康状態等によってはご契約いただくことができない場合があります。
 - ・ニッセイ総合医療保険に関する年齢は「契約年齢」で記載しております。
 - ※当医療保険における「契約年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。
〔例〕60歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は60歳になります。
 - なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約日に対応する日（契約応当日）ごとに1歳を加えて計算しております。
 - ・ご契約時における被保険者の契約年齢は、契約日に基づいて計算します。
 - ※ご契約日時点において契約年齢65歳を超えている方は、ご契約いただくことができません。

（*）保険期間は満70歳を超えて最初に迎える契約応当日の前日までです。

【契約概要】 拠出型企業年金保険

加入資格

- 加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある株式会社ブリヂストンおよび関連会社の従業員・役員・監査役・定年再雇用者・執行役員の方。

※保険料払込期間中にご加入者が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

保険料

<月 払>
1口あたり1,000円とし、最低5口以上最高50口まで加入できます。

<追加加入時一時払>
1口あたり10,000円とし、最低10口以上最高999口まで加入できます。

<退職時一時払>
1口あたり10,000円とし、最低10口以上、保険料払込期間満了時の積立金相当額までです。

- 保険料はご加入者負担です。
- 月払保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は6月給与から)
- 追加加入時一時払保険料のお払込みは団体所定の期日とし、団体指定の口座にお振込みいただきます。
- 退職時一時払保険料のお払込みは団体所定の期日とし、団体指定の口座にお振込みいただきます。
- 追加加入時一時払・退職時一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。
- 保険料払込期間満了日：満60歳に達した日とします。(職種によって保険料払込期間満了日は異なります。詳しくは12ページに記載の団体窓口までご確認ください。)
- 保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が1年以上ある方に限ります。

保険料払込期間満了後の給付内容

- 次の種類の年金をご加入者にお支払いします。
 - ※b. 終身保障コース、c. 医療保障セットコースについては、当パンフレット11ページ～12ページをご確認ください。

- a. <10年確定年金>
 - ・年金受取期間中
10年間、ご加入者に年金をお支払いします。
ただし、ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
 - ・年金受取期間中に一時金でのお受取りを希望された場合
年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。
- 年金の開始は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
- 加入期間が2年以上かつ満55歳以上で退職した場合も、年金でお支払いすることができます。
- 年金月額が10,000円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。
- 年金でのお受取りにかえて一時金で受取ることもできます。また、次の個人保険へのご契約をご選択いただくこともできます。(ただし、健康状態等によってはご契約いただくことができない場合があります。)
- 一時払退職後終身保険、ニッセイ総合医療保険
海外に勤務されている方は、原則、選択できません。

保険料払込期間中の給付内容

- 脱退されたとき
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者にお支払いします。
- 死亡されたとき
死亡時点の積立金額に月払保険料の1倍に相当する金額を加算(死亡加算)した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。
新規に加入される場合、死亡加算は7月1日から適用されます。

受取人

- 年金、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加

- 入者本人とします。
- 遺族一時金の受取人はご遺族(※)とします。
 - (※) 遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

配当金

- 年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額(増加年金)にあてられます。
- 保険料払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の積増にあてられます。
- 毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにできない場合もあります。
 - ※年度途中で脱退される場合、その年度の配当金はお受取りにできません。

制度運営および引受保険会社

- 当制度は株式会社ブリヂストンが生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約・一時払退職後終身保険・ニッセイ総合医療保険に関する事務取扱協定に基づいて運営します。
- この拠出型企業年金保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合(平成28年1月28日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

引受保険会社	日本生命保険相互会社(46%)(事務幹事会社) 第一生命保険株式会社(28%) 住友生命保険相互会社(21%) 明治安田生命保険相互会社(5%)
--------	---

なお、引受保険会社各社の配当実績等により、年金・一時金支払いの引受割合が上記の引受割合と異なる場合があります。

「ご相談窓口等」につきましては、12ページをご確認ください。



特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】 拠出型企業年金保険

この「注意喚起情報」は、ご加入または保険料の増額のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入または保険料の増額のお申込みにあつてはクーリング・オフの適用はありません。

責任開始期

- 引受保険会社にご加入(保険料の増額)を承諾した場合、平成28年7月1日(加入日または増額日)から保険契約上の責任を負います。
- 引受保険会社の営業担当者・代理店等にはご加入または保険料の増額を承諾する権限がありません。

年金・一時金をお支払いしない場合等

- 次のようなとき、年金・一時金をお支払いできないことやご加入を継続できないことがあります。
 - (1) 遺族一時金の受取人が故意にご加入者を死亡させたとき
 - ・その受取人が受取ることになっていた遺族一時金については、その受取人にはお支払いせず、ご加入者の他の法定相続人にお支払いします。
 - (2) 年金の継続受取人が故意に年金受給者を死亡させたとき
 - ・年金の継続受取人が受取ることになっていた年金については、その継続受取人にはお支払いせず、未支払いの年金原資を年金受給者の他の法定相続人にお支払いします。
 - (3) この保険契約全体のご加入者の数が15名未満となったとき
 - ・引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 - (4) 保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したとき
 - ・保険契約者から保険料が払込まれないまま猶予期間が経過したときは、保険料の払込みが中止されたものとして取扱われ、遺族一時金の死亡加算はなくなります。
 - ・保険料の払込みが中止された後、払込みが再開されないまま3年を経過したとき、引受保険会社はこの保険契約を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。
 - (5) ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者に詐欺の行為があったとき
 - ・この保険契約の全部またはそのご加入者に関する部分が取消となる場合があります。取消となった場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
 - (6) ご契約後、ご加入後または年金支払事由発生後に以下①～④のこの保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生したとき
 - ・引受保険会社は、この保険契約の全部またはそのご加入者、年金受給者に関する部分を解除することがあります。解除した場合、所定の払戻金をお支払いします。ただし、以下の③の事由にのみ遺族一時金の受取人、年金の継続受取人だけが該当した場合で、複数の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人のうちの一部の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、継続年金・遺族一時金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた継続年金・遺族一時金を除いた額を、他の遺族一時金の受取人、年金の継続受取人にお支払いします。
- <重大な事由>
- ①保険契約者または受取人による年金を詐取する目的または他人に詐取させる目的での事故招致(未遂を含みます。)
 - ②この保険契約の年金・一時金の請求に関する年金の受取人または継続受取人の詐欺(未遂を含みます。)
 - ③保険契約者、ご加入者、遺族一時金の受取人、年金の

- 受取人または継続受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 反社会的勢力により企業等の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、ご加入者、遺族一時金の受取人、年金の受取人または継続受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由

加入資格を失われた場合

- 保険料払込期間中にご加入者が退職・転籍出向等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

積立金額(脱退一時金額)等

- 積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額は、積立期間によっては、払込保険料の合計を下回ることがあります。

基礎率(予定利率・予定死亡率等)の変更

- 引受保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動等、この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更に伴い特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。

制度内容の変更

- 株式会社ブリヂストンの福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

共同取扱契約

- この拠出型企業年金保険契約は複数の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護

機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額・一時金額・保険金額・給付金額等が削減されることがあります。

- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
（お問合せ先）生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

年金・一時金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、当パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。年金・一時金のご請求は、株式会社ブリヂストン経由で行っていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに株式会社ブリヂストンのご相談窓口にご連絡ください。
- ご請求に応じて、年金・一時金をお支払いする必要がありますので年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、年金・一時金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに株式会社ブリヂストンのご相談窓口にご連絡ください。
- 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の年金・保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに株式会社ブリヂストンのご相談窓口にご連絡ください。

「ご相談窓口等」につきましては、12ページをご確認ください。



この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」・「注意喚起情報」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

給付額試算表

月払 20口 20,000円加入の場合（性別：男性 保険料払込期間満了年齢：60歳）

保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額（医療保障の保険料を控除しない場合）に基づいて計算しております。※確定年金以外の給付額は性別により異なります。記載の給付額は男性の場合の金額です。

積立期間 (年)	払込保険料 累計額 (円)	積立金額 (脱退一時金額) (円)	年金受取コース（※）		終身保障コース
			10年確定年金 基本年金月額 (円)	(約)	死亡・高度 障がい保険金額 (万円)
1	240,000	237,600	(2,000)		
2	480,000	477,800	(4,100)		(*)
3	720,000	720,600	(6,300)		
4	960,000	966,000	(8,400)		108
5	1,200,000	1,214,000	10,600		135
6	1,440,000	1,464,600	12,800		164
7	1,680,000	1,718,000	15,000		192
8	1,920,000	1,974,000	17,300		221
9	2,160,000	2,232,800	19,500		250
10	2,400,000	2,494,400	21,800		279
11	2,640,000	2,758,800	24,100		308
15	3,600,000	3,845,200	33,700		430
20	4,800,000	5,271,200	46,200		590
25	6,000,000	6,776,800	59,400		758
30	7,200,000	8,366,200	73,300		937
35	8,400,000	10,045,600	88,000		1,125
40	9,600,000	11,820,200	103,600		1,323

(※) 年金月額が10,000円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、()内は参考数値です。

(*) 積立金額が充当保険料に不足のため、終身保障コースの選択はできません。

終身保障コースは、最高保険金額3,000万円の一時払保険料を超える積立金は精算金としてお支払いします。

<当パンフレットに記載の給付額について>

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものです。（既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。）以下の前提およびその他の条件に基づき計算しています。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率等）の引下げ等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。

- 当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他の条件に基づいて計算しております。
 - この保険契約全体の加入口数が月払8,843口を常に維持していることを前提とします。
 - ご加入者全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - 引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率等）（平成28年1月28日現在）および引受割合（平成28年1月28日現在）に基づき計算しております。
 - この保険契約における平成27年1月1日現在の保険料積立金が積立期間の期始にあるものとして計算しております。
 - 記載の金額には、配当金を加味しておりません。
- 今後の金利水準の低下その他著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率等）については将来変更される場合があります。
- 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りになれない場合もあります。
- 年度途中（平成28年7月1日～平成28年12月31日）で脱退された場合、その年の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
- 積立金額（脱退一時金額）は、積立期間によっては払込保険料の合計を下回ることがあります。
- 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間は増額年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料の合計を下回る期間が新たに発生することがあります。
- 給付額試算表は、1月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中（7月1日）加入の場合は、上記試算表の額と異なる（下回る）ことがあります。
- 一時払退職後終身保障の保険料は当該保険契約時の契約年齢・料率により計算されるため、料率が改定された場合、保険料は変動することがあります。したがって、当パンフレットに記載の給付額は変動する可能性があります。

保険料の減額

- 別表の事由に該当する場合に限り、保険料を減額することができます。保険料の減額のお申込みは募集期間中に限ります。

制度の詳細とその他取扱い 拠出型企業年金保険

ただし、月払5口を最低残すものとします。

<別表>
①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者が保険料の拠出に支障のある場合

税務上のお取扱い

【拠出型企業年金保険】

- 〔保険料〕
- ご加入者が負担された保険料は、一般の生命保険料控除の対象です。
 - ※当退職後保障保険以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当退職後保障保険のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
 - ※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成23年12月31日までに締結した保険等（旧契約）と平成24年1月1日以降新たに締結した保険等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当退職後保障保険は旧契約にあたり、一般の生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。
 - ①旧契約のみで控除額を計算
 - ②新契約のみで控除額を計算
 - ③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。）

【年金・一時金】

- 以下の年金・脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金については、本人が受取人の場合のお取扱いです。
- 年金・・・（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額 = (基本年金年額 + 増加年金年額) - (基本年金年額 × 払込保険料累計額 ÷ 基本年金受取総額 (見込額))
 - 脱退一時金・保険料払込期間満了時一時金・・・一時所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額 = (一時金額 - 払込保険料累計額 - 50万円) × 1/2
* 同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額 (50万円) が控除されます。
 - 遺族一時金・・・相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

【一時払退職後終身保険】

- 〔保険料〕
- 一時払保険料は、一般の生命保険料控除の対象です。（一時払保険料に充当される拠出型企業年金保険の積立金は、一時所得として所得税および住民税の課税対象です。）

〔保険金〕

 - 死亡保険金・・・相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
 - 高度障がい保険金・・・本人が受取人の場合、非課税です。
※本人が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

【ニッセイ総合医療保険】

- 〔保険料〕
- 前納保険料は、介護医療保険料控除の対象です。
（前納保険料に充当される拠出型企業年金保険の積立金は、一時所得として所得税および住民税の課税対象です。）

〔給付金〕

 - 入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金・・・本人が受取人の場合、非課税です。
※本人が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

税務の取扱い等について、平成28年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

保険料払込期間満了後のお取扱い

b. 終身保障コースをご選択の場合

- <一時払退職後終身保険>
※日本生命保険相互会社の個人保険です。
- 拠出型企業年金保険に保険料払込期間満了日（定年退職日）直前まで2年以上継続してご加入いただいた方は、拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了時（定年退職時）に終身保障コースをご選択いただくことで、一時払退職後終身保険（以下、「終身保険」といいます。）をご契約いただくことができます。
 - ※基本的には満60歳で保険料の払込みが完了し、コース選択の手続きを行っていただきますが、加入期間2年以上かつ満55歳以上で退職された場合も可能です。（契約日時点において契約年齢が65歳を超えている方は終身保険のご契約はできません。）
 - ご契約にあたっては健康状態等について告知または診査が必要です。
 - 健康状態や既にご契約いただいている商品の状況によっては、ご契約いただくことができない場合があります。
 - ①プリヂストングループ保険（団体定期保険）に退職日直前まで2年を超えて継続して本人として加入されている方であること
 - ②終身保険の契約日の前日までにプリヂストングループ保険（団体定期保険）から脱退していること
 - ③年齢54歳6カ月超65歳6カ月以下の方であること（終身保険の契約日現在の年齢）
 - ④加入手続き（保険会社宛の保険料払込み・契約申込書提出）をプリヂストングループ保険（団体定期保険）脱退日から1カ月以内に完了すること
 - ⑤終身保険のお申込み保険金額が3,000万円以下かつプリヂストングループ保険（団体定期保険）の脱退時主契約保険金額以下であること（100万円以上でお申込みください）
 - 下記保障内容は平成28年1月時点での約款・料率に基づいておりますが、実際にご契約される際は、その時点の終身保険の約款を適用します。また、保険料はご契約時の契約年齢・料率により計算し、料率が改定された場合には保険料は変動することがあります。

契約形態

- ・当終身保険は、拠出型企業年金保険のご加入者をご契約者および被保険者とし、以後は団体代表者を經由せず日本生命保険相互会社が事務を直接取扱う契約です。

契約日

- ・当終身保険のご契約日は保険料払込期間満了日（定年退職日）の翌日です。ただし、ご契約に際しての告知または診査が保険料払込期間満了日（定年退職日）の翌日以降となった場合は告知または診査日をご契約日となります。また、保険金の買増をされる場合は、保険料払込期間満了日（定年退職日）の翌日、告知または診査、買増保険料入金日のいずれか最も遅い日をご契約日となります。

保険期間、お支払事由および保険金額

保険期間	お支払事由の概要	契約時設定可能な保険金額
終身	死亡保険金 死亡されたとき 高度障がい保険金 所定の高度障がい状態になられたとき	死亡・高度障がい保険金額は、 最高3,000万円、 最低100万円とします。 ※別途、一時払保険料（買増保険料）を払込み、保険金の買増を行う場合、買増保険金額も含まれます。

- ・高度障がい保険金のお支払いにあたっては、原因となる傷病が責任開始時以後に生じた場合に限りです。また、高度障がい保険金が支払われた場合は、ご契約は消滅し、以後の保険金のお支払いはありません。

保険料

- ・拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了（定年退職）時積立金が一時払保険料（充当保険料）にあてられます。
- ・当終身保険のご契約時に、別途、一時払保険料（買増保険料）を払込むことにより、保険金を買増することもできます。
- ・当終身保険のご契約時の積立金が保険金額3,000万円の一時払保険料（充当保険料）を超える等により残額が生じる場合には、その残額を精算

金としてお支払いします。

保険金額 100万円あたりの充当保険料

契約年齢・性別	保険料
60歳男性	892,860円
60歳女性	867,520円

保険金額 100万円あたりの買増保険料

契約年齢・性別	保険料
60歳男性	902,860円
60歳女性	877,520円

解約払戻金

- ・当終身保険には解約払戻金があります。解約払戻金は、払込保険料よりも少ない金額となる場合があります。

契約年齢

- ・当終身保険に関する年齢は「契約年齢」で記載しております。
- ※当終身保険における「契約年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年末満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
〔例〕60歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は61歳になります。
なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年契約日に対応する日（契約応当日）ごとに1歳を加えて計算しております。
- ・ご契約時における被保険者の契約年齢は、契約日に基づいて計算します。

- 当パンフレットに記載のお支払事由等は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項につきましては「ご契約のしおり一定款・約款」に記載されております。
- 当終身保険のお申込みにあたっては「ご契約のしおり一定款・約款」〔特に重要なお知らせ（「契約概要」「注意喚起情報」を含みます。）〕を必ずご確認ください。

c. 医療保障セットコースをご選択の場合

<ニッセイ総合医療保険>

- ※日本生命保険相互会社の個人保険です。
- 拠出型企業年金保険に保険料払込期間満了日（定年退職日）直前まで2年以上継続してご加入いただく方は、拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了直前（定年退職直前）に医療保障セットコースをご選択いただくことで、ニッセイ総合医療保険をご契約いただくことができます。
- ご契約にあたっては健康状態等について告知が必要です。
- 健康状態や既にご契約いただいている商品の状況によっては、ご契約いただくことができない場合や、一部の保障をお引受けできず、条件付でご契約いただく場合があります。
- 下記保障内容は平成28年1月時点での約款・料率に基づいておりますが、実際にご契約される際は、その時点のニッセイ総合医療保険の約款を適用します。また、保険料はご契約時の契約年齢・料率により計算し、料率が改定された場合には保険料は変動することがあります。

契約形態

- ・当ニッセイ総合医療保険は、拠出型企業年金保険のご加入者をご契約者および被保険者とし、以後は団体代表者を經由せず日本生命保険相互会社が事務を直接取扱う契約です。

契約日

- ・当ニッセイ総合医療保険のご契約日は申込日です。ただし、ご契約に際しての告知が申込日の翌日以降となった場合は告知日をご契約日となります。
- ※ご契約日時点において契約年齢65歳を超えている方は、ご契約いただくことができません。

保険期間とお支払事由

給付金のお支払いにあたっては、原因となる傷病や不慮の事故が責任開始時以後に生じることが必要です。

制度の詳細とその他取扱い 拠出型企業年金保険

保険期間	お支払事由の概要	お支払いする給付金	お支払限度
70歳まで (*)	病気やケガ等による 1泊2日以上入院	災害入院給付金 入院給付日額 5,000円×入院 日数	「災害入院給付金」 「疾病入院給付金」 それぞれについて 1入院：124日/ 通算：1,095日
		疾病入院給付金 入院給付日額 5,000円×入院 日数	
	公的医療保険制度 対象の所定の手術 等※	手術給付金(20倍) 入院給付日額 5,000円×20 (1泊2日以上 入院中の場合)	—
手術給付金(5倍) 入院給付日額 5,000円×5 (外来または日帰 り入院中の場合)		通算：30回	
放射線治療給付 金 入院給付日額 5,000円×10		通算：なし (60日の間に1回)	

(*) 保険期間は満70歳を超えて最初に迎える契約応当日の前日までです。

- ※一部お支払いの対象外となる手術があります。
- ・むちうち症や腰痛で他覚所見のないもの(原因を問いません)等、給付金をお支払いできない場合があります。
 - ・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術は、責任開始日から1年経過後の入院・手術についてお支払いします。
 - ・各入院給付金について、それぞれのお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、初回入院の退院日の翌日から180日以内に開始した次の入院は、原因を問わず1入院とみなします。
 - ・疾病・災害入院給付金におけるそれぞれのお支払日数の限度は、1回の入院につき124日、通算1095日となります。
 - ・災害入院給付金、疾病入院給付金のお支払事由が重複した場合は、疾病入院給付金を優先してお支払いします。
 - ・手術給付金(放射線治療給付金)は、公的医療保険制度によって手術料(放射線治療料)の算定対象として列挙されている手術(施術)、または先進医療に該当する手術(放射線治療・温熱療法)を受けられたときにお支払いします。ただし、一部お支払いの対象とならない手術があります。
- <対象外手術の例>
- ・「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」「外耳道異物除去術」「鼻内異物摘出術」「抜歯手術」等
 - ・手術給付金(外来・日帰り入院中の場合)の通算のお支払限度は、30回となります。

保険料

- ・保険料は年払とし、全保険期間分を、拠出型企業年金保険の保険料払込期間満了時積立金によって前納していただきます。

モデル契約例の前納保険料

契約年齢・性別	前納保険料
60歳 男性	514,909円
60歳 女性	366,608円

解約払戻金

- 当ニッセイ総合医療保険には解約払戻金はありません。

契約年齢

- ・当ニッセイ総合医療保険に関する年齢は「契約年齢」で記載しております。
- ※当医療保険における「契約年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は切捨てます。
- 〔例〕60歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は60歳になります。
- なお、ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に毎年の契約日に対応する日(契約応当日)ごとに1歳を加えて計算しております。
- ・ご契約時における被保険者の契約年齢は、契約日に基づいて計算します。

- 当パンフレットに記載のお支払事由等は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項につきましては「ご契約のしおり一定款・約款」に記載されております。
- 当ニッセイ総合医療保険のお申込みにあたっては「ご契約のしおり一定款・約款」「特に重要なお知らせ(『契約概要』『注意喚起情報』を含みます。)」を必ずご確認ください。

個人情報の取扱いに関する株式会社ブリヂストンと引受保険会社からのお知らせ

この保険契約は、株式会社ブリヂストン(以下、団体といいます。)を保険契約者とし、団体および団体の子会社(以下、子会社といいます。)の所属員を加入対象とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体および子会社は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

団体および子会社は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金・一時金・保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体および子会社、他の共同引受会社等へその目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体・子会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の団体窓口までお問合せください。

(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先> 株式会社ブリヂストン 労務部 TEL 03-6836-3121

<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-924

※お問合せの際には、記号証券番号(970-91553)をお申し出ください。

【受付時間 月曜日～金曜日9:00～17:00(祝日・12/31～1/3はお取扱いしていません。)]

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

- 「障がい」の表記

当パンフレットでは、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。